

岐阜県教職員組合連絡会議 女性部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年10月21日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 女性教職員活躍推進監 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 女性部（令和3年10月21日）

岐阜県教育委員会

1 妊娠・母性保護等に関わることについて

	要 望 事 項	回 答
①	<p>産休代替の講師が期限までに補充され、安心して産休に入るための改善策として、以下の制度の新設を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立と同じように小中でも、1学期に産休入りする予定の方には、4月当初から代替の講師を配置する。 	<p>産休代替については、本務者の方に安心してお休みいただけるように配置を進めています。今後も、さらなる講師の確保に努めてまいります。</p>
②	<p>妊娠中の教職員の労働を軽減するためにある妊娠加配制度（小中学校の体育実技代替）の周知をしてください。また、活用されていない実態を直視し、県及び市町村教育委員会の責任で、代替者の確保のための方策を講じてください。</p>	<p>妊娠者の労働軽減のための「妊娠体育代替非常勤講師」については、教職員の母体の保護の立場から、各学校において適切に活用していただいているものと考えておりますが、今後も引き続き、このことについて周知してまいります。</p>
③	<p>高校及び特別支援学校、特別支援学級についても、体育代替等の妊娠加配制度を設けてください。</p>	<p>妊娠者の労働軽減については、教職員の母体の保護の立場から、各学校において適切に対応していただいているものと考えております。</p> <p>なお、小・中学校において措置されております「妊娠体育代替非常勤講師」については、厳しい財政状況の中で対応は難しいですが、高校及び特別支援学校においては任期付採用職員を年度当初より配置するなど可能な限り対応をすすめているところです。</p>
④	<p>不妊治療に取り組むため、選択できる制度の幅を広げてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年の不妊治療休暇を新設してください。 ・育児退職制度と同様の、不妊治療退職制度を新設してください。 	<p>不妊治療に係る休業制度の導入について、現在、検討はしておりません。また、特別休暇第29号（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第75条第29号）の拡大についても、教職員だけでなく県職員全体にかかわることですので、知事部局の動向も踏まえて検討する必要があります。</p>
⑤	<p>不妊治療への職場の理解を広げるための方策や、不妊治療をおこなっている教職員への配慮の方策を考えて実施してください。</p>	<p>子育て支援制度の周知については、職場内研修や面談等を通じて適切に行っているところですが、不妊治療にかかる職場の理解や教職員への配慮がなされるよう、引き続き研修等を行ってまいります。</p>

団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合連絡会議 女性部（令和3年10月21日）

岐阜県教育委員会

2 子育て支援に関わることについて

	要 望 事 項	回 答
①	「育児短時間勤務」・「部分休業」を、「小学校3年」までの時期に延長してください。	育児短時間勤務および部分休業の承認については、「地方公務員の育児休業等に関する法律（第十条および第十九条）」において『小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため』とされており、岐阜県においても同様の運用としていく所です。
②	「育児短時間勤務」の代替者を確実に確保してください。 また、確実に確保するための具体的な方策を示してください。	育児短時間勤務の代替については、それぞれの学校の実態に合わせて措置しております。今後も個々の状況を踏まえた対応に努めてまいります。
③	各学校の管理職が、「育児短時間勤務」や「部分休業」の取得をしないように誘導したり、取得がはじめから不可能であるかのような発言や対応をしないように、指導してください。	育児短時間勤務や部分休業、早出遅出勤務、育児退職等は岐阜県の子育て支援制度であり、子育てと勤務を両立する多様な働き方に対応する制度です。また、教職員がこれらの制度を理解した上で、キャリアデザインを描くことが重要であると考えております。今後も、管理職の研修を始め、校長会等においても周知徹底を図ってまいります。

3 家族の看護や介護に関わることについて

	要 望 事 項	回 答
①	「家族の看護のための休暇」を、子や家族の養育や看護の実情に合わせて、以下のように日数を拡大してください。 ・「中学校就学前の子が2人以上いる場合は10日」を「義務教育終了までの子が2人以上いる場合は10日」としてください。	H17.4.1付けで子の看護のための休暇の取扱いが改正され、対象となる子の年齢を中学校就学前までに拡大するとともに、子の予防接種又は健康審査を受ける場合の付添にも適用できることとしました。また、取得単位は1時間単位で取得可能となっております。 さらに、H26.3.31付けで子育て世代の支援を行うため、同年4月1日より、養育する子の学校行事等に職員が出席する場合に、家族看護休暇の範囲内で特別休暇を取得できることとしました。 加えて、R1.1.1よりインフルエンザなどの感染症の予防のためなどに臨時休業になったことにより職員がその子の世話をする必要のある場合にも家族看護休暇の範囲内で特別休暇を取得できることとしました。
②	・「子や家族に障がいがある場合は10日、2人以上であれば15日」としてください。	現在のところ、看護休暇の日数拡大等については考えておりません。
③	「短期介護休暇」の「2週間以上にわたり」の条件を削除してください。	特別休暇第24号（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則第75条第24号）の「一定期間にわたり」については、「二週間以上の期間」（第69条の7第3項）とされており、これについても、教職員だけでなく県職員全体にかかわることですので、知事部局の動向も踏まえて検討する必要があります。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議 女性部（令和3年10月21日）

岐阜県教育委員会

4 働きやすい環境をつくるために

	要 望 事 項	回 答
①	妊娠・子育て・介護など、ライフサイクルを通して、安心して働けるようにするために、「働き方シート」を用いて該当者の意思を確認するとともに、妊娠・育児・介護に関わる制度の活用がすすむように管理職および一般教職員に働きかけをおこなってください。	<p>子育てや介護に対する配慮について、手厚い体制を整備していくことは大切なことであり、教員に対するそうした制度は段階的に整ってきたと考えます。</p> <p>各種の制度については、「育児休業からの復帰支援のための研修会」及び経年研修等において周知に努めてまいりました。次年度以降も、実際の勤務の状況等についての話題も加えて紹介し、制度周知に努めてまいります。</p> <p>なお、子育てや介護に対する配慮等については、各学校において、所属長との面談を通し、適切に行っていただいているものと考えておりますが、今後も引き続き、このことについて周知してまいります。</p> <p>個々の教職員の子育て、家庭状況等をふまえた配置にも努めてまいります。</p>

5 女性の活躍をすすめるために

	要 望 事 項	回 答
①	社会全体で、女性の力が発揮されることが望まれています。その実現のためにも、女性が各学校で指導的な立場となることが望まれています。よって、各学校の企画会議等のメンバーとなる部長・主任等の女性比率を、その学校の女性比率とするなどの目標値を設定してください。	<p>分掌の長や主任等の選任にあたっては、女性教職員の配置状況を踏まえ、各教職員がもてる能力を最大限に発揮できるための人事配置について、引き続き校長会議等を通して管理職にはたらきかけてまいります。</p>